安土・桃山時代〜江戸時代 1　3回目
幕藩体制の確立 2　要点学習

QNT5F1-Z1J3-01

要点

今回のPOINT

貿易とキリスト教への対応は，織豊政権以来の重要な案件であったが，江戸幕府は禁教の徹底と貿易独占の方針によって最終的に「鎖国体制」へと向かうこととなる。江戸時代の外交・貿易体制を学習し，合わせて江戸時代の社会の構造についても見ていこう。

- ▶ 江戸幕府の鎖国政策の背景・経緯を整理し，鎖国体制下の対外関係の特徴を押さえる。
- ▶ 江戸時代の村と町の構造を理解し，幕府が農民・町人をどう掌握・統制したのかを押さえる。

江戸幕府の外交と鎖国

◆江戸時代初期の外交

⑴オランダ・イギリスとの関係

16世紀末〜17世紀初頭，ヨーロッパではポルトガル・スペインに代わり，イギリスとオランダが台頭し，アジアへの進出をはかっていた。1600年，オランダ船**リーフデ号**が豊後に漂着すると，徳川家康は乗組員のオランダ人**ヤン=ヨーステン**（耶揚子）とイギリス人**ウィリアム=アダムズ**（三浦按針）を外交・貿易の顧問とした。

→これを機に，オランダは1609年，イギリスは1613年に**平戸**に商館を開設した。

⑵スペインとの関係

家康は，サン=フェリペ号事件以来途絶えていたスペインとの外交修復をはかり，スペインとの貿易の復活とスペイン領メキシコ（ノビスパン）との通商開始を試みた。

- **田中勝介**の派遣
  …家康が，京都の商人**田中勝介**をスペイン領メキシコへ派遣。これを機に，スペインとの通交が復活した。
- **慶長遣欧使節**（1613）
  …仙台藩主伊達政宗が，家臣の**支倉常長**をスペインに派遣。支倉はローマ教皇への謁見を果たしたが，メキシコとの直接貿易開始の交渉は失敗に終わった。

⑶ポルトガルとの関係

ポルトガルは中国産生糸（白糸）の貿易を独占して巨利を得ていた。幕府は1604年，**糸割符制度**を導入し，ポルトガルの利益独占の排除をはかった。

- **糸割符制度**（1604）
  …ポルトガル商人による利益独占を排除するため，輸入生糸を**糸割符仲間**と呼ばれる特定の商人に一括購入・販売させるようにした制度。糸割符仲間を構成する商人は，最初，**京都・堺・長崎**に限られていたが，1631年に**江戸・大坂**を加えて**五カ所商人**となった。

⑷朱印船貿易

日本人の海外進出に対しては，これを統制するため，幕府は渡航を許可制とした。幕府からの渡航許可証である**朱印状**を得た**朱印船**が，ルソン・アンナン・タイ（シャム）などへ渡航し活発に貿易を行った。

- 朱印船貿易家
  …大名では，島津家久（薩摩）・有馬晴信（肥前），商人では，長崎の末次平蔵，摂津の末吉孫左衛門，京都の角倉了以・茶屋四郎次郎らが，朱印船を出した。
- **日本町**
  …貿易の活発化に伴って，東南アジア各地に形成された，海外移住をした日本人の居住地。プノンペン（カンボジア）・アユタヤ（タイのアユタヤ朝）などに作られた。

▼朱印船貿易の主な貿易品

輸入品	**生糸**・絹織物・綿織物・砂糖・香料など
輸出品	**銀**・銅・硫黄・刀剣・鉄など

☑ ここもチェック　山田長政

アユタヤ日本町の長であった山田長政は，現地の王室にも重用された。リゴールの太守の地位に就いたが，政争で毒殺された。

◆鎖国政策

⑴禁教政策

幕府は当初，貿易奨励のためキリスト教を黙認していたが，スペイン・ポルトガルなどの侵略やキリスト教信者の団結を恐れ，1612年に直轄領に**禁教令**を出し，翌年にはこれを全国に及ぼした。そして幕府・諸藩は，宣教師や信者を激しく弾圧した。

▼キリスト教への迫害・弾圧

1614	**高山右近**ら信徒300人余りをマニラ・マカオへ追放
1622	**元和大殉教**…長崎で宣教師・信徒ら55名を処刑

⑵貿易統制の強化

禁教政策を進める一方，幕府は，西国大名の富強化を防ぎ貿易の利益を独占するため，貿易への統制を強化していった。

▼外国船の来航と日本人の海外渡航への制限強化

1616	ヨーロッパ船（中国船を除く外国船）の来航を長崎・平戸に限定
1624	スペイン船の来航を禁止
1633	**奉書船以外の日本船の海外渡航**を禁止　…鎖国令（寛永十年令） →朱印船貿易を行うには，朱印状に加えて， 老中による許可状（老中奉書）を所持することが条件となる。
1635	**日本人の海外渡航**を全面禁止，**在外日本人の帰国**も禁止　…鎖国令（寛永十二年令） →朱印船貿易は途絶。

史料　**鎖国令（寛永十年令）**　出典『武家厳制録』

一，異国え奉書船の外，舟遣すの儀，堅く停止の事。
一，異国舟ニつミ来り候①白糸，直段を立候て，残らず②五ケ所へ割符仕るべき事。

①白糸＝生糸。　②五ケ所＝京都・堺・長崎・江戸・大坂の特定商人。

史料　**鎖国令（寛永十二年令）**　出典『教令類纂』

一，異国え日本の船遣すの儀，堅く停止の事。
一，異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候ハヾ，死罪申付くべき事。

⑶島原の乱

1637年，島原・天草地方で**島原の乱**が起こると，幕府はキリスト教への弾圧をさらに強めた。

- **島原の乱**（1637～1638）

…島原城主松倉氏と天草領主寺沢氏による苛酷な徴税とキリスト教徒弾圧に対し，1637年，約３万8000人の農民らが一揆を起こし，**天草四郎時貞**（益田時貞）を盟主に原城跡に立てこもった。翌年，幕府は約12万人の兵でこれを鎮圧した。

→一揆勢の中にはキリシタン農民が多かったことから，幕府はキリスト教への警戒を一層強め，鎖国へ踏み切る契機となった。

☑ ここもチェック　**禁教の強化**

島原の乱後，幕府はキリスト教徒の根絶をはかり，とくに信者の多かった九州北部などで，イエス像やマリア像などが彫られた踏絵を踏ませる絵踏の実施を強化した。また，1640年には幕領に宗門改役を置き，1664年からは諸藩でも宗門改めが実施された。

⑷鎖国の完成

幕府は1639年，**ポルトガル船**の来航を禁止し，1641年には平戸のオランダ商館を長崎の**出島**に移して，貿易港を長崎のみとした。これにより，いわゆる「**鎖国**」の体制が完成した。

▼鎖国体制確立への過程

1636	貿易に無関係なポルトガル人などの子孫を追放	…鎖国令（寛永十三年令）
1637	島原の乱（～1638）	
1639	**ポルトガル船**の来航を禁止	…鎖国令（寛永十六年令）
1641	オランダ商館を出島に移す→鎖国の完成	

史料　**鎖国令（寛永十三年令）**　出典『憲教類典』

一，①南蛮人子孫残し置かず，詳に堅く申付くべき事。若違背せしめ，残し置く族之有におゐては，其者は死罪，一類の者科の軽重により申付くべき事。

①南蛮人子孫＝ポルトガル人・スペイン人との混血児のこと。

史料　**鎖国令（寛永十六年令）**　出典『御触書寛保集成』

一，日本国御制禁成され候きりしたん宗門の儀，其趣を存じながら，彼法を弘むるの者，今ニ密々差渡るの事。

一，宗門の族徒党を結び，①邪儀を企つれば則御誅罰の事。

一，伴天連同宗旨の者かくれ居所え，②彼国よりつゞけの物送りあたふる事。

右茲に因り，自今以後，③かれうた渡海の儀之を停止せられ畢。此上若し差渡るニおひてハ，其船を破却し，幷乗来る者，悉く斬罪に処すべきの旨仰せ出さるる所，仍て執達件の如し。

①邪儀を企つ＝悪いことを企む。ここでは島原の乱のようなことをさす。　②彼国＝ポルトガル。

③かれうた＝ポルトガル船。

◆鎖国体制下の貿易・外交

(1)長崎貿易

鎖国体制下においては，**長崎**が唯一の貿易港となり，オランダ船と中国船のみが来航を許された。

- 対オランダ

…オランダは長崎の出島に商館を置いた。**オランダ商館長**は「**オランダ風説書**」を入港時に幕府に提出し，幕府はそこから海外の情報を得た。

- 対中国

…17世紀半ばに明に代わって成立した**清**との貿易額は，年々増加した。幕府は長崎における清商人の居住地を長崎郊外の**唐人屋敷**に限定し，そこで取引を行わせた。

☑ ここもチェック　**長崎貿易の規制**

オランダ・中国との貿易の支払いは主に銀で行われたため，貿易額の増加に伴って，銀の海外流出が進行した。そのため幕府は，1685年にオランダ船・清船からの輸入限度額を定め，1688年には，清船の来航を年間70隻までと制限した。

⑵朝鮮との関係

朝鮮とは，豊臣秀吉の朝鮮侵略以来国交が断絶していたが，家康は**対馬**(つしま)の**宗氏**を通じて交渉し，1609年に宗氏と朝鮮の間で**己酉**(きゆう)**約条**が結ばれた。これにより宗氏と朝鮮との間で貿易が再開され，釜山(ふざん)には**倭館**が置かれた。また，主に将軍代替わりごとに**通信使**が来日した。

⑶琉球王国との関係

琉球王国は，1609年に**薩摩**の**島津家久**に征服され，日明（のち清）両属となった。琉球王国からは，国王の代替わりごとに**謝恩使**，将軍の代替わりごとに**慶賀使**が江戸に派遣された。

⑷蝦夷地との関係

蝦夷地では，1457年にコシャマインの蜂起を鎮圧した蠣崎(かきざき)氏が和人地を支配していたが，蠣崎氏は**松前氏**と改称し，松前藩としてアイヌとの交易独占権を江戸幕府から認められた。アイヌが蜂起した1669年の**シャクシャインの戦い**の鎮圧後，松前藩のアイヌ支配は強化された。

- **シャクシャインの戦い**（1669）
  …松前藩の支配に反発したアイヌが，総首長シャクシャインを中心に蜂起したが，鎮圧され，以後，全面的に松前藩に服従させられることになった。
- **場所請負制**
  …松前藩は，アイヌとの交易地域である商場(あきないば)（場所）での交易権を知行として家臣に与える**商場知行制**を採っていたが，18世紀前半には，商場（場所）を和人商人が請け負う**場所請負制**が成立した。

▼４つの窓口

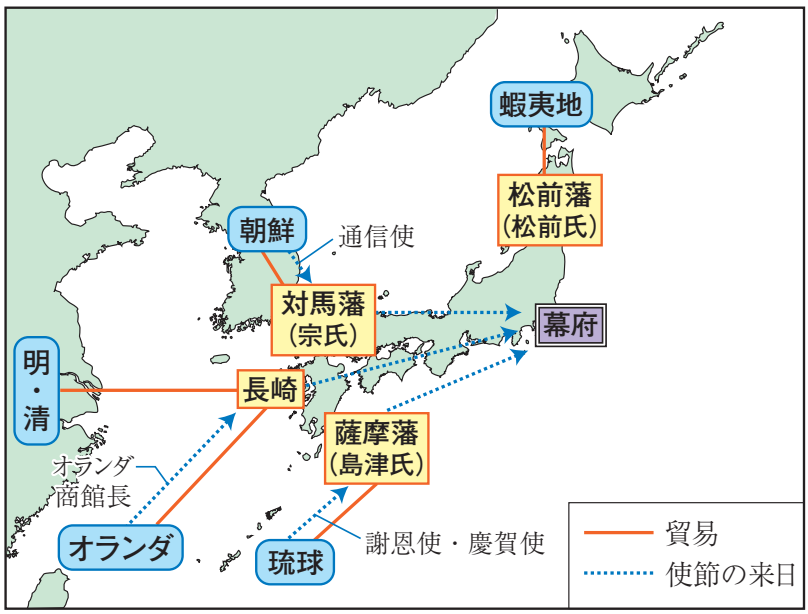

ここに着目

鎖国体制下においても，海外との窓口は，唯一の貿易港となった長崎に限られたわけではなく，松前藩・対馬藩・薩摩藩を通じて，海外とつながっていたことを押さえておきたい。

幕藩社会の構造

◆近世の身分制度と社会

⑴世襲的身分制度

幕府は，封建的支配を強化するため，豊臣政権の兵農分離による身分統制をさらに推し進めて，職能による世襲的な身分制度によって社会秩序を固定化しようとした。主要な身分としては，「士農工商」と呼ばれることもある**武士**・**農民**（百姓）・**職人**（手工業者）・**町人**（商工業者）があり，武士は支配身分として様々な特権を持った。

▼身分制度

支配身分	• 武士…**苗字・帯刀**の特権を持ち，政治・軍事などを独占 ※天皇家・公家，上層の僧侶・神職も武士に準じる身分とされた。
被支配身分	• 農民（百姓）…農業を営む農民の他，林業・漁業などに従事する者も含む • 職人…大工や鍛冶などの手工業に従事する者 • 町人…都市の家持（いえもち）の者を中心とする商工業者（商人）

⑵下位身分の人々

農民・職人・町人といった被支配身分のさらに下の階層として，**えた**・**ひにん**などと呼ばれる賤民身分が置かれた。

- **えた**…かわた（長吏（ちょうり））という，皮革製造やわら細工などの零細な手工業に従事した者を，支配者側が蔑称として「えた」などと呼んだ。牛馬の処理や行刑などにも携わった。
- **ひにん**…村や町の番人・掃除，物乞い，遊芸などに従事した賤民。

⑶近世の家制度

武家や一部の有力な農家・商家などでは，家族の中で家長（**戸主**（こしゅ））の権限が絶対的に強く，家督や財産・家業は原則として長子単独相続とされた。また，女性は原則として家督から排除された。

◆村と農民

⑴農村の構造

農民（百姓）は，自作農で租税負担者でもある**本百姓**と，小作農である**水呑百姓**（みずのみ），本百姓に隷属する**名子**（なご）・**被官**などの階層に分かれていた。村には，村の最高責任者である**名主**（なぬし）（庄屋（しょうや）・肝煎（きもいり）），名主を補佐する**組頭**（くみがしら），村民の代表である**百姓代**から成る村役人（**村方三役**）が置かれ，村方三役を中心とする本百姓によって，**村法**（村掟）に基づいて運営された。

- **村法**…農民が村の運営のために定めた掟。村法に違反した者は**村八分**（むらはちぶ）などの制裁を受けた。
- **村入用**…村を運営するための費用。村民たちが共同で負担した。
- **五人組**…年貢納入や治安維持などで連帯責任を負う，５戸一組を原則とする制度。農民生活を統制するために制度化された。

⑵本百姓の負担

本百姓の納める税には，**本途物成**（本年貢）・**小物成**（雑税）・**国役**・**伝馬役**・**助郷役**・**高掛物**などがあった。これらは**村請制**によって納められた。

- **村請制**…年貢・諸役を村全体の責任で一括納入する仕組み。名主が納入責任者となった。幕府や諸藩は，村の自治に依存して村単位で税を徴収していた。

▼本百姓の負担

本途物成	田・畑・屋敷地に対して課せられる本租。米穀や貨幣で領主に納入 年貢率は**四公六民**（年貢率40%），**五公五民**（年貢率50%）が標準
小物成	山野河海の利用や農業以外の副業にかかる雑税
国役	幕府が一国単位で河川の土木工事のために課した夫役労働
伝馬役	街道周辺の村に課せられた，公用交通に人や馬をさし出す役 ※伝馬役を補うために人馬を提供する役が助郷役
高掛物	村高や持高に応じて課せられる付加税

☑ ここもチェック　検見法と定免法

年貢率の決定方法には，その年の収穫に応じて決める検見法と，過去数年間の年貢高を基準に税率を決定し一定期間同じ率とする定免法があった。

⑶農民統制法令

幕府や諸藩の主要財源は本百姓が納める年貢・諸役であったことから，幕府は本百姓体制を維持し，年貢・諸役の徴収を確実にしようとした。そのため，農民は五人組による統制の他，数々の法令による規制も加えられた。また，農民の日常生活も法令によって細かく規定された。

- **田畑永代売買の禁令**（1643）
  …富裕農民への土地の集中や本百姓の没落を防止するため，田畑の権利移動を禁止した法令。
- **分地制限令**
  …分割相続による田畑の細分化，農民の零細化を防止するため，分割相続を制限した法令。1673年発布の分地制限令では，10石（名主は20石）以上を保有していれば分地を認め，1713年発布の分地制限令では，分割地・残りの土地とも 1 町・10石以上になる場合は分地を認めるという条件が追加された。
- **田畑勝手作の禁令**
  …田畑で，五穀以外の木綿・煙草・菜種などの商品作物の栽培を禁止した法令。しかし，商品作物が広まると有名無実化した。

◆町と町人

⑴城下町の成立

近世には，多数の都市が成立したが，その中心は**城下町**であった。城下町は，将軍や大名の城郭を核として武家地・寺社地・町人地などに区分され，商人・手工業者が居住する町人地の内部には，**町**（ちょう）と呼ばれる自治的な共同体が多数形成された。

⑵町の構造

町に住む商工業者は町人と呼ばれ，狭義には町内に家屋敷を持つ**家持**（いえもち）や屋敷地を持つ地主を町人といった。町人身分はこの他，屋敷地を借りている**地借**（じがり），借家住まいの**店借**（たながり），商家の奉公人などの階層にわかれていた。町政に参加できるのは家持・地主のみで，その代表者である**町年寄**（ちょうどしより）・**町名主**（ちょうなぬし）・**月行司**（がちぎょうじ）（事）らの町役人を中心に，**町法**に基づいて町政が運営された。

⑶町人の負担

町人の負担としては，**町人足役**（ちょうにんそくやく）の他，**運上**（うんじょう）・**冥加**（みょうが）や**地子**（じし）（地子銭）などがあったが，これらの負担は農民に比べると軽いものであった。

▼町人の負担

町人足役	上下水道·道·橋の整備，防火・防災·治安などのために務める夫役
運上・冥加	商工業者が納入する営業税
地子	屋敷の間口に応じて課せられる宅地税 ※城下町は地子免除が多い

整理しよう　農村の構造と町の構造

幕府や藩は，村や町の自治に依存して農民・町人らを掌握し支配・統制していた。

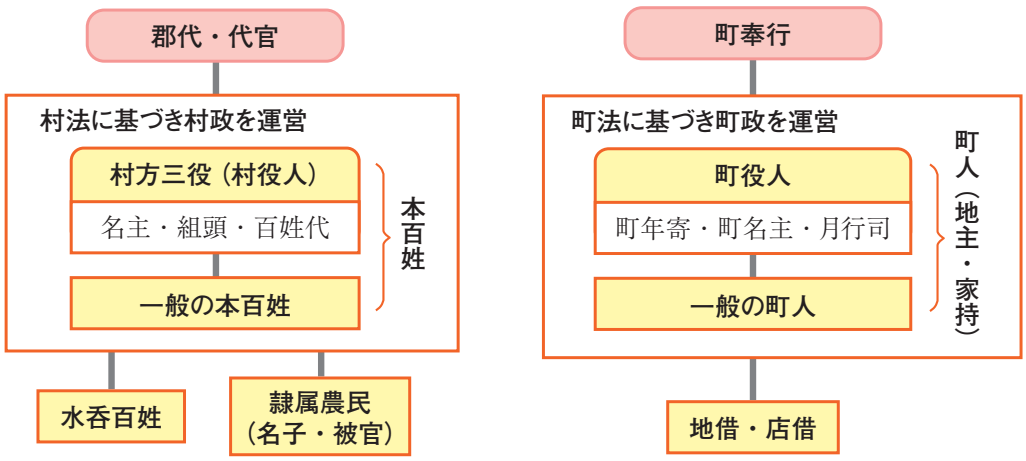

練習問題

1　次の(1)～(6)の文章を読み，空欄に適する語句を記せ。

(1)　徳川家康は海外貿易に積極的で，1600年のオランダ船［ 1 ］の漂着を機に，ヤン=ヨーステン（耶揚子），ウィリアム=アダムズ（三浦按針）らを顧問としながら，オランダ・イギリスとの貿易を開始した。一方1596年のサン=フェリペ号事件以降通交が中断していた［ 2 ］に対しては，家康が京都の商人田中勝介を［ 2 ］領メキシコに派遣した他，仙台藩の伊達政宗が家臣の支倉常長を派遣した。また，中国産生糸の転売で巨利を得ていたポルトガルに対しては，［ 3 ］仲間に輸入生糸を一括購入・販売させる［ 3 ］制度を設けて統制をはかった。

(2)　初期の江戸幕府は，海外に進出する日本人に対しては，渡航許可証である［ 4 ］を発行して，貿易を奨励・保護した。九州の諸大名や，京都の角倉了以・茶屋四郎次郎，長崎の末次平蔵らの商人たちが［ 4 ］を得て貿易を行った。また貿易の活発化に伴って，海外渡航した日本人により，各地に［ 5 ］が形成され，山田長政のように現地で活躍する日本人も出た。

(3)　江戸幕府は，貿易は奨励したものの，キリスト教は禁止・弾圧した。やがて幕府は，禁教の徹底のため海外貿易を制限するようになり，［ 6 ］を首領として発生した島原の乱を平定すると，1641年，いわゆる鎖国体制を完成させた。

(4)　鎖国体制化においては，日本に来航する貿易船はオランダ船と中国船のみとなり，貿易港は長崎に限られた。オランダとは，長崎出島のオランダ商館で交易を行い，中国（清）とは，長崎郊外の［ 7 ］で交易を行った。朝鮮とは対馬の宗氏を介した交渉が続けられ，主に江戸幕府将軍の代替わりごとに［ 8 ］が来日した。琉球は薩摩藩の島津氏が支配して日明（のち清）両属となり，将軍の代替わりごとに慶賀使，琉球国王即位の際に謝恩使を派遣した。一方，蝦夷地はアイヌとの交易独占権を持った松前藩により支配された。1669年に発生した［ 9 ］の戦いを鎮圧すると，松前藩はアイヌ支配を強化した。

(5)　江戸幕府や諸藩は，農民の納める貢租に財政の基盤を置いていた。農村は検地帳に登録された本百姓によって運営され，本百姓には田畑・屋敷地に賦課する［ 10 ］など様々な税が課せられた。一方，田畑を持たず，本百姓の田畑を小作する農民は，［ 11 ］と呼ばれた。幕府は，本百姓の経営を安定させて年貢の徴収を確実にするため，田畑の権利移動を禁止する［ 12 ］や，土地の分割相続を制限する分地制限令などの諸法令で，農民の日常生活まで統制した。

(6) 江戸時代には，武士が身分制度の最上位に位置し，苗字・帯刀などの特権が認められていた。農民・職人・町人といった被支配身分の下には，［ 13 ］・ひにんという賤民身分が設置された。都市に住む職人や商人は町を形成した。町政に参加できたのは家持・地主のみで，町年寄・町名主・月行司などと呼ばれる町役人を中心に，［ 14 ］に基づいて町を運営した。

【解答欄】

1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14			

2　次の年表を見て，下記の問に答えよ。

年代	事項
1600	リーフデ号が豊後に漂着
1604	糸割符制度を創設
1609	薩摩の島津氏が（　1　）王国を征服 対馬の（　2　）氏と朝鮮との間に己酉約条が結ばれる
1610	徳川家康が通商を求めて（　3　）をスペイン領メキシコに派遣
1613	伊達政宗が家臣の（　4　）をヨーロッパに派遣
1633	（　5　）以外の海外渡航を禁止する
1641	オランダ商館を長崎の（　6　）に移す

問 1　年表中の 1 ～ 6 （　　）に適する語句を記せ。

問 2　年表中の下線部に関して，「リーフデ号」に乗っていたイギリス人の水先案内人はだれか。

【解答欄】

問 1	1		2		3	
	4		5		6	
問 2						

3　論述問題対策

今回は**論述問題**の解法を学習していこう。次の**例題**を確認し，**解法の研究**を読みながら空欄を埋めていき，最後に**例題**に取り組もう。

例題

豊臣秀吉が全国的に実施した太閤検地について，土地制度上の意義にも触れつつ，60字以内で説明せよ。

解法の研究

STEP 1　設問の要求と解答の条件を確認する

論述問題では，設問が何を求めているかを正しく特定することが必須である。まずは設問の要求と条件を確認しよう。

●設問の要求：太閤検地について説明する

●解答の条件：60字以内で説明する
　　土地制度上の意義に触れる

STEP 2　要素を挙げ，整理する

本問では，「太閤検地」という政策の説明が求められている。

→太閤検地の内容は多岐にわたる。

・土地の面積の単位を新しい基準に統一した

・【①　　】を採用し，枡の容量を統一した

・【②　　】に面積を乗じた石高で，統一的に土地の収穫高を表示した

・その土地を実際に耕作する農民を【③　　】に登録した

内容だけでなく，土地制度上の意義の説明も求められているため，内容についてはとくに重要なものにしぼって記述する必要がある。

→政策や事件などの「意義」が問われている場合，その政策・事件によって，従来の歴史的状況や仕組み，関係性などにどのような変化が生じたのかを考えてみるとよい。本問では，太閤検地以前の土地制度と，太閤検地によってできあがった土地制度とで，何が大きく変わったのかを考えてみよう。

・太閤検地以前…【④　　】の下，１つの土地に複数人の権利が重なり合う状態

・太閤検地……【⑤　　】の原則に基づき，土地の状況を整理し，権利者を一人に定める

⇒太閤検地によって，それまでの【④　　】は崩壊することとなった

以上の内容を端的にまとめて解答に盛り込もう。

構成メモをまとめよう✍

□太閤検地の内容
- ・【②　　】に面積を乗じた石高で，統一的に土地の収穫高を表示した
- ・その土地を実際に耕作する農民を【③　　】に登録した

□土地制度上の意義
- ・土地の状況を整理し，土地の所有者を１人に定める
  ＝【⑤　　】の原則
  →【④　　】が崩壊する

STEP３　制限字数以内で文章化して解答を作成する

制限字数が60字なので，より重要な要素はどれかを取捨選択して，解答をまとめよう。また，「豊臣秀吉」「全国」といった，設問に明記されている要素は説明から省略するようにしよう。

【 例題 の解答欄】

➡書き終わったら，次ページの解答例と自分の解答を見比べて，過不足なく書けたかを確認し，表現の技術を磨いていこう。

練習問題 解答

1

1　リーフデ号　　2　スペイン　　3　糸割符　　4　朱印状　　5　日本町
6　天草四郎時貞（益田時貞）　　7　唐人屋敷　　8　通信使
9　シャクシャイン　　10　本途物成（本年貢）　　11　水呑百姓
12　田畑永代売買の禁令　　13　えた　　14　町法

2

問 1　1　琉球　　2　宗　　3　田中勝介　　4　支倉常長　　5　奉書船
6　出島

問 2　ウィリアム=アダムズ（三浦按針）

3

空欄の解答

①　京枡　　②　石盛　　③　検地帳　　④　荘園制　　⑤　一地一作人

例題 の解答

石盛を基準に石高を定め，実際に耕作する農民を検地帳に登録した。その結果，一地一作人の原則が確立され，荘園制は崩壊した。(59字)

[見本] 高校コース　本科　日本史　要点学習 (確認問題)

確認問題

次の問に適する答を，それぞれの【語群】の中から１つ選び，○をつけよ。

(1)　1600年に豊後に漂着したリーフデ号には，オランダ人［　　］らが乗船していた。［　　］に入る人名はどれか。
【語群】　ヴァリニャーニ　　ヤン=ヨーステン　　ウィリアム=アダムズ

(2)　糸割符仲間を構成する５つの都市に含まれないのはどれか。
【語群】　堺　　博多　　長崎　　京都

(3)　1633年の鎖国令で［　　］以外の海外渡航は認められなくなった。［　　］に入る語句はどれか。
【語群】　宣教師　　奉書船　　朱印船　　僧侶

(4)　島原と［　　］の領主による苛酷な徴税とキリスト教徒弾圧に対して，1637年，島原の乱と呼ばれる農民らによる大一揆が起こった。［　　］に入る語句はどれか。
【語群】　天草　　平戸　　博多　　府内

(5)　1639年に日本への来航が禁止されたのはどの国の船か。
【語群】　スペイン　　オランダ　　イギリス　　ポルトガル

(6)　1609年に［　　］氏と朝鮮との間で己酉約条が結ばれ，日本と朝鮮との貿易が再開された。［　　］に入る語句はどれか。
【語群】　大内　　島津　　宗　　松浦

(7)　琉球国王が，江戸幕府の将軍の代替わりごとに江戸に派遣した使節はどれか。
【語群】　通信使　　慶賀使　　謝恩使

(8)　江戸幕府は蝦夷地でのアイヌとの交易独占権を［　　］氏に与えた。［　　］に入る語句はどれか。
【語群】　安藤　　安倍　　松前　　清原

(9)　村方三役に該当しないものはどれか。
【語群】　名主　　乙名　　百姓代　　組頭

⑽　町人とは，町に居住する者一般をさすこともあるが，狭義には町政に参画できる地主や［　　］をさした。［　　］に入る語句はどれか。

【語群】　店借　　名子　　家持　　田堵

確認問題 解答

(1)　ヤン=ヨーステン　　(2)　博多　　(3)　奉書船　　(4)　天草　　(5)　ポルトガル
(6)　宗　　(7)　慶賀使　　(8)　松前　　(9)　乙名　　⑽　家持

[見本] 高校コース　本科　日本史　添削問題

※ここからは『Z Study　解答用紙編』の日本史「安土・桃山時代～江戸時代１」３枚目にご記入ください。

3

次の史料A～Dは，一連の鎖国令である。これを読み，下記の問に答えよ。

（25点）

A　一，南蛮人子孫残し置かず，詳に堅く申付くべき事。若違背せしめ，残し置く族之有におゐては，其者は死罪，一類の者科の軽重により申付くべき事。

B　一，異国え日本の船遣すの儀，堅く停止の事。

一，異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候ハヾ，死罪申付くべき事。

C　一，日本国①御制禁成され候きりしたん宗門の儀，其趣を存じながら，彼法を弘むるの者，今ニ密々差渡るの事。

一，宗門の族②徒党を結び，邪儀を企つれば則御誅罰の事。

一，伴天連同宗旨の者かくれ居所え，彼国よりつゞけの物送りあたふる事。

右茲に因り，自今以後，③かれうた渡海の儀之を停止せられ畢。

注）「密々差渡る」＝密かに来日する。　「つゞけの物」＝仕送りの物。

D　一，異国え奉書船の外，舟遣すの儀，堅く停止の事。

一，④異国舟ニつミ来り候白糸，直段を立候て，残らず五ケ所へ割符仕るべき事。

問１　史料Bの鎖国令の説明として適当でないものを，次のア～ウの中から１つ選び，記号を記せ。（３点）

ア　海外居住５年以上の日本人の帰国を禁止した。

イ　日本人の海外渡航を全面的に禁止した。

ウ　史料Bの法令により朱印船貿易は途絶した。

問２　史料C中の下線部①に関して，この「御制禁」は初め江戸幕府の直轄領に出され，翌年全国に及ぼされた法令である。「御制禁」が直轄領に出されたのは，何年のことか。西暦で記せ。（３点）

問３　史料C中の下線部②に関して，これは1637年に起きた島原の乱をさしている。島原の乱について，その原因と結果を含めて内容を60字以内で説明せよ。（６点）

問４　史料C中の下線部③「かれうた」は何をさすか，次のア～エの中から１つ選び，記号を記せ。（３点）

ア　イギリス船　　イ　スペイン船　　ウ　オランダ船　　エ　ポルトガル船

問５　史料D中の下線部④に関して，ここで述べられている制度を何というか。

（３点）

問６　史料**D**中の下線部④「五ケ所」に入らない都市を，次の**ア**～**オ**の中から１つ選び，記号を記せ。（３点）

ア　江戸　　**イ**　長崎　　**ウ**　堺　　**エ**　京都　　**オ**　博多

問７　史料**A**～**D**の鎖国令を出された年代順に並べた時，正しいものはどれか。次の**ア**～**エ**の中から１つ選び，記号を記せ。（４点）

ア　**A→B→C→D**　　**イ**　**B→D→C→A**　　**ウ**　**D→A→B→C**

エ　**D→B→A→C**

3

次の史料**A**～**D**は，一連の鎖国令である。これを読み，下記の問に答えよ。

（25点）

A　一，南蛮人子孫残し置かず，詳（つまびらか）に堅く申付くべき事。若（もし）違背せしめ，残し置く族之有（やからこれ）におゐては，其者は死罪，一類の者科（とが）の軽重により申付くべき事。

B　一，異国え日本の船遣（つかわ）すの儀，堅く停止（ちょうじ）の事。

一，異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候ハヾ，死罪申付くべき事。

C　一，日本国①御制禁成され候きりしたん宗門の儀，其趣（おもむき）を存じながら，彼（かの）法を弘（ひろ）むるの者，今ニ密々差渡るの事。

一，宗門の族②徒党を結び，邪儀を企つれば則（すなわち）御誅罰の事。

一，伴天連（ばてれん）同宗旨の者かくれ居（おる）所え，彼国よりつゞけの物送りあたふる事。

右茲（ここ）に因（よ）り，自今以後，③かれうた渡海の儀之を停止せられ畢（おわんぬ）。

注）「密々差渡る」＝密かに来日する。　「つゞけの物」＝仕送りの物。

D　一，異国え奉書船の外，舟遣すの儀，堅く停止の事。

一，④異国舟ニつミ来り候白糸，直段（ねだん）を立（たて）候て，残らず五ケ所へ割符仕るべき事。

問１　史料**B**の鎖国令の説明として適当でないものを，次の**ア**～**ウ**の中から１つ選び，記号を記せ。（３点）

ア　海外居住５年以上の日本人の帰国を禁止した。

イ　日本人の海外渡航を全面的に禁止した。

ウ　史料**B**の法令により朱印船貿易は途絶した。

問２　史料**C**中の下線部①に関して，この「御制禁」は初め江戸幕府の直轄領に出され，翌年全国に及ぼされた法令である。「御制禁」が直轄領に出されたのは，何年のことか。西暦で記せ。（３点）

問３　史料**C**中の下線部②に関して，これは1637年に起きた島原の乱をさしている。島原の乱について，その原因と結果を含めて内容を60字以内で説明せよ。（６点）

問４　史料**C**中の下線部③「かれうた」は何をさすか，次の**ア**～**エ**の中から１つ選び，記号を記せ。（３点）

ア　イギリス船　　**イ**　スペイン船　　**ウ**　オランダ船　　**エ**　ポルトガル船

問５　史料**D**中の下線部④に関して，ここで述べられている制度を何というか。

（３点）

問 6　史料**D**中の下線部④「五ケ所」に入らない都市を，次の**ア**～**オ**の中から 1 つ選び，記号を記せ。(3 点)

ア　江戸　　**イ**　長崎　　**ウ**　堺　　**エ**　京都　　**オ**　博多

問 7　史料**A**～**D**の鎖国令を出された年代順に並べた時，正しいものはどれか。次の**ア**～**エ**の中から 1 つ選び，記号を記せ。(4 点)

ア　**A→B→C→D**　　**イ**　**B→D→C→A**　　**ウ**　**D→A→B→C**

エ　**D→B→A→C**

[見本] 高校コース　本科　日本史　解答解説

解　答

問１　ア　　問２　1612年

問３　苛酷な徴税とキリスト教弾圧に耐えかねた島原・天草地方の農民が，天草四郎時貞を首領に一揆を起こしたが，幕府軍に鎮圧された。(60字)

問４　エ　　問５　糸割符制度　　問６　オ　　問７　エ

史　料

A　鎖国令（寛永十三年令）

キーワード　「南蛮人子孫残し置かず」

出典　『憲教類典』

1636（寛永13）年の鎖国令である。ポルトガル人などの子孫を日本から追放することの他，問題への引用部分以外の箇所ではキリスト教徒を密告した者への褒賞金額の増額なども述べられている。

B　鎖国令（寛永十二年令）

キーワード　「異国え日本の船遣(つかわ)すの儀，堅く停止(ちょうじ)」「異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候ハヾ，死罪」

出典　『教令類纂』

1635（寛永12）年の鎖国令で，日本人の海外渡航と海外在住の日本人の帰国を全面的に禁じたものである。

C　鎖国令（寛永十六年令）

キーワード　「自今以後，かれうた渡海の儀之を停止」

出典　『御触書寛保集成』

1639（寛永16）年に出された最後の鎖国令である。**ポルトガル船**の来航が全面的に禁止された。

D　鎖国令（寛永十年令）

キーワード　「異国え奉書船の外，舟遣すの儀，堅く停止」

出典　『武家厳制録』

1633（寛永10）年に出された最初の鎖国令である。**奉書船**以外の海外渡航を禁止した他，問題への引用部分以外の箇所では海外居住が５年以上の日本人の帰国を禁止することなども述べられている。

解　説

問１　史料**B**の鎖国令（寛永十二年令）では，日本人の海外渡航と海外在住の日本人の帰国を全面的に禁止した。これにより，朱印船貿易は途絶した。なお，史料**D**の鎖国令（寛永十年令）の段階で禁止されたのは奉書船以外の海外渡航と海外居住５年以上の日本人の帰国（**ア**）であったが，寛永十二年令になると，日本人の海外

渡航および帰国が全面的に禁止され，規制が一層進んだ。

問２　「御制禁」とは，キリスト教禁止を目的に出された**禁教令**のことである。江戸幕府は当初キリスト教を黙認していたが，信徒の団結や旧教国の領土的野心を警戒し，その方針を転換した。そして幕府は，1612（慶長17）年に禁教令を直轄領で出し，翌1613（慶長18）年に全国へ及ぼした。

問３

解答の組立て

▶**着目点**：島原の乱の５Ｗ１Ｈ１Ｒを整理し，どのような「原因」で乱が起こり，どのような「結果」に至ったかを明らかにつつ，島原の乱がどのような出来事かということを簡潔に説明しよう。

●**島原の乱**の５Ｗ１Ｈ１Ｒ

when…1637年　←設問に書かれているので省略可

where…島原・天草地方で

who…農民らが

what…一揆を起こした

why…苛酷な徴税とキリスト教弾圧に耐えかねたため　←「原因」

how…天草四郎時貞を首領として

result…幕府軍に鎮圧された　←「結果」

➡「原因」と「結果」を含めて指定字数でまとめられるように，文章を組み立てよう。

1637（寛永14）年，松倉氏支配下の肥前国島原と寺沢氏支配下の肥後国天草の領民が苛酷な徴税やキリスト教徒への弾圧に抵抗し，一揆を起こした（**島原の乱**）。**天草四郎時貞**（益田時貞）を首領とする一揆勢は，キリシタン牢人なども加えて総勢約３万8000人にまで膨れ上がり，原城跡に立てこもった。一揆勢は，鎮圧のために江戸幕府が派遣した軍を破り抵抗を続けたが，江戸幕府は九州の諸大名から約12万人の兵を動員するなどし，翌年に鎮圧した。

問４　「**かれうた**」は17世紀にポルトガル人が使用した荷物船である。ポルトガルは対日貿易に当たりガレオンという大型・重武装・鈍速の船を用いたが，オランダ船にしばしば襲撃を受け，1618（元和４）年以降は小型・快速のガレウタに替えた。

問５　史料**D**中の「白糸」は，朱印船貿易の主要な輸入品であった**生糸**（きいと）のことである。マカオを本拠地に東アジア地域で中継貿易を行っていたポルトガル商人は，中国産の生糸（白糸）を長崎に運んで莫大な利益を上げていた。幕府は，こうしたポルトガル商人の利益を抑えて輸入価格を引き下げることをめざし，1604（慶長９）年から**糸割符**（いとわっぷ）**制度**を実施した。

問 6　江戸幕府は**糸割符制度**を設け，初めは**堺**・**京都**・**長崎**の商人，のちに**江戸**・**大坂**を加えたいわゆる**五カ所商人**に**糸割符仲間**を結成させ，生糸の一括購入と専売を行わせたのである。この結果，ポルトガル商人は大きな打撃を受けることとなった。

問 7　外国船の来航と日本人の海外渡航の制限をはかった江戸幕府は，5 次にわたっていわゆる鎖国令を発した。史料**D**は最初の鎖国令である寛永十年令，史料**B**は寛永十二年令，史料**A**は寛永十三年令，史料**C**は最後の鎖国令である寛永十六年令である。なお，1634（寛永11）年にも，寛永十年令と同じ内容の鎖国令が出されている。

▼鎖国体制の確立に至るまでの江戸幕府の主な外交政策

年代	出来事
1604	糸割符制度開始
1609	オランダ商館を平戸に設立
1612	直轄領に禁教令発布（翌年全国へ）
1613	イギリス商館を平戸に設立
1616	ヨーロッパ船の来航を平戸・長崎に限定
1623	イギリス商館閉鎖
1624	スペイン船来航禁止
1631	奉書船制度開始
1633	奉書船以外の海外渡航禁止……寛永十年令（史料**D**）
1635	日本人の海外渡航・帰国の禁止…寛永十二年令（史料**B**）
1636	ポルトガル人などの子孫を追放…寛永十三年令（史料**A**）
1639	ポルトガル船来航禁止……寛永十六年令（史料**C**）
1641	オランダ商館を出島に移転

会員番号

QR コードで個別管理しているため氏名の記入は不要です。

解答用紙

禁無断転載

Z-KAI

この答案の添削有効期限は　　です。

※解答は、濃く、はっきりとご記入ください。

3/4枚目
RNA5FB-Z2D3

総得点 15/25

安土・桃山時代～江戸時代 1
添削問題

3　QNT5F1-Z1C3

問 1　3/3

ア

一連の鎖国令によって東南アジアの日本町も衰退した。

問 2　0/3

1639年

これは史料Ｃの法令が出された年。史料の「御禁制」とは禁教令のことで，江戸幕府が直轄領に禁教令を出したのは，1612 年。

「島原・天草地方」の農民であることを明記しよう。（－１）

問 3　3/6

厳しい徴税とキリスト教弾圧に反発して農民が天草四郎を中心に一揆を起こし、その後幕府はキリスト教への弾圧を強化した。

正しくは「揆」。漢字の間違いに注意しよう。（－１）

これは乱の影響に当たる。直接的な「結果」としては，乱の結末（＝幕府に鎮圧されたこと）を書こう。（－１）

日本史

裏面につづく

[見本] 高校コース　本科　日本史　添削見本

今回の添削問題以外の質問は「教えてZ会！」で受け付けています。※質問方法は「学習ガイド」でご確認ください。

答案感想欄	添削者からのオススメ復習用教材
論述問題が 難しかったです…	3回目 要点 ◆鎖国政策
	添削者より
教科書・参考書等を使って解きましたか(はい・いいえ) 授業でこの範囲をもう習いましたか(はい・いいえ)	論述問題にもよくがんばって取り組めていました。返却された答案をよく見て，自分の論述のどこに問題があったのかを理解し，もう一度自分の言葉でまとめ直してみることが上達の近道です。問3では「結果」として何を書くかがポイントでした。そこに注目しながら復習してみてください。 添削者名 三島

4
0/3 問4 ウ

オランダは江戸時代を通じて貿易を続けた。
史料Cは1639年に出された鎖国令である。

5
2/3 問5 糸割付制度

正しくは「糸割符制度」。漢字の間違いに注意しよう。（－1）

6
3/3 問6 オ

糸割符仲間が置かれた「五ケ所」は，いずれも幕府直轄の都市。

7
4/4 問7 エ

鎖国完成までの歩みは頻出テーマ。整理して頭に入れておこう。